

市内各施設の長 様

盛岡市子育てあんしん課長 高 橋 智 巳

特定教育・保育施設等における事故の報告等について（通知）

日頃、当市の福祉行政に多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

教育・保育施設等において発生した重大事故については、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号）」に基づき、国への報告を行っていただいているところですが、令和6年度以降も引き続き、重大事故の報告について適切な運用をしていただきますよう、改めてお知らせいたします。

併せて、重大事故に関する取扱いを含めた事故等の報告についても改めてお知らせしますので、事故等が発生した際は、別添報告様式により速やかに提出くださいますようお願いいたします。

記

1 報告の対象となる事故等

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治癒に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
- (4) 上記以外の重篤ではない事故等

（例：保育中の怪我による受診を伴う事故や疾病、誤食等）

2 報告様式

上記1の（1）～（3）については、別添の国の報告様式により提出願います。

上記1の（4）については、別添の市の報告様式により提出願います。

3 報告期限

事故の程度にかかわらず、事故発生後、速やかに報告をお願いいたします。

なお、国の通知では、「第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと」とされております。

4 その他

報告のあった事故（上記１の(4)の事故を除く。）は、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表されることがあります。報告の際には、保護者から公表についての同意を得ていただきますようお願いいたします。

なお、同意を得られた際には、その旨を事故の報告と併せてお知らせください。

担当：盛岡市子ども未来部子育てあんしん課

育成係 佐々木（ささき）

TEL 019-613-8347

FAX 019-652-3424

E-Mail kosodateansin@city.morioka.iwate.jp